

今年4月1日 ついに始動 相続登記の申請義務化

名酒買取新聞

2月17日号

相続登記義務化とは

相続登記は、土地・建物の所有者（登記名義人）が死亡した際、引き継いだ人（相続人）に名義を変更する手続きです。今までは任意でしたが、「所有者不明土地」解消の為、今年4月1日からは、不動産相続を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられます。正当な理由がないのにその申請を怠った場合、10万円以下の過料適用の対象となります。施行日（今年4月1日）以前に相続が発生したケースでも相続登記未済であれば、申請義務が課せられる為、注意が必要です。

ある日突然あなたにも!?

「突然相続」の知らせ

ある日突然、身に覚えの無い相続に巻き込まれる「突然相続」が増えていきます。「幼いころに離婚して縁が切れたはずの両親」や「疎遠な叔父・叔母」など、ほとんど関わりがないと思っていた親族の死後、血縁関係を根拠に相続権が巡り、突然相続が降りかかってくることも…。最近では、家族や親族関係が複雑化し、変化してきています。親がまだ生きているうちは、お盆やお正月になると帰省しますが、親が亡くなるとその家は空き家となり、帰省する機会も減ることでしょう。きょうだいやいとこ達と会う機会が無くなり、だんだんと疎遠になってくるわけです。疎遠になってしまっても、相続は血縁を重視している為、突然「相続」の知らせが来ることとなります。

不動産の

即金買取

名酒コンサルタント
0120-56-9367

【南勢支店】松阪市小野江町字大町716番地2
TEL 0598-56-9363
FAX 0598-56-9368

【本社】四日市市久保田一丁目5番41号
TEL 059-352-7100

残された家族の為に

出来ること

不動産を所有している方は、自分が亡くなった後、残された家族が困らない為にも管理・費用面の負担はどれほどかかるか？今後誰か利用する予定はあるか？など、しっかり家族間で確認しておきましょう。

維持管理が難しく今後の活用が難しい不動産を所有している方も少なくありません。空き家放置となると、近隣とのトラブルが発生する恐れもあります。思い入れのある不動産を手放す決断はとても勇気のいることです。しかし、残された家族の負担を軽減する為にも、不動産を売却して現金化し、家族へ引き継ぐこともひとつの解決策と言えるでしょう。

困ったときの頼れる存在

不動産売却はもちろん、不動産のお困りごとがございましたら名酒コンサルタントまでお問合せください。弁護士へ相談前には当社の無料査定で不動産の価値を把握しておきましょう。その他にも、不動産売却にかかる税金や確定申告、隣地との境界がいまいちな場合の測量、登記変更などの面倒な手続きもサポートします。弁護士・司法書士のご紹介も行っております。円満な相続の為に、ご自身が元気なうちに行動しましょう。



掲載期間終了

©名酒コンサルタント
③応募作品の使用権(無償とする。)は、(株)名酒コンサルタントに帰属するものとする。

メイシコンサルタント

検索

(株)名酒コンサルタント



0120-56-9367

三重県松阪市小野江町字大町716番地2 TEL0598-56-9363 FAX0598-56-9368 本社 三重県四日市市久保田一丁目5番41号 TEL059-352-7100

宅地建物取引業免許番号一三重県知事(12)第1291号 公益社団法人 三重県宅地建物取引業協会会員 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会会員 東海不動産公正取引協議会加盟 ※広告有効期限:令和6年2月17日から2週間